

水利地益税に関する 重要なお知らせ



昭和54年以降、税率の見直しがされておらず、かんがい施設の維持管理や近隣の土地改良区とのバランスを踏まえ、第3回（6月）市議会定例会において、税率改定の議案が承認されました。

令和6年度から水利地益税の税率を以下のとおり改定します。

■ 該当区域

竹鼻町の一部、福寿町（一部を除く）、江吉良町（一部を除く）、舟橋町、堀津町、上中町（一部を除く）、下中町、桑原町（西小藪を除く）

■ 改定後額

税率：3,150円／1,000m²

（※改定前 税率：2,800円／1,000m²）

【例】

所有田：5筆（合計：5,000m²）の場合

改定前	2.8円	×	5,000m ²	=	14,000円
改定後	3.15円	×	5,000m ²	=	15,750円



～羽島市税務行政にご理解とご協力をお願いします～

お問い合わせ先 羽島市役所 058-392-1111（代表）

●税率改定については 農政課（内線：2651）

●税の概要については 税務課（内線：2234）